（廿日市市税条例附則第10条の３第８項関係）

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

　　年　　月　　日

廿日市市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　納税義務者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

個人番号又は法人番号

　下記のとおり固定資産税の減額規定の適用を受けたく、廿日市市税条例附則第10条の３第８項の規定により申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家　　　　　屋 | 所　在　地 | 　廿日市市 |
| 家 屋 番 号 | 種　　類 | 構　　　造 | 床　面　積 | 居住部分の床面積 | 建築年月日 | 登記年月日 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 居住する高齢者等 | 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申告時に改修した家屋に住民登録があること。） |
| 該当号する項目 | 1. 65歳以上の者　　　　②　要介護または要支援認定を受けている者　　　　③　障がい者
 |
| 改修が完了した年月日 | 　　年　　月　　日 | 改修に要した費用 | 円 | 補助金等を受けた額 | 円 |
| 改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合、その理由 |  |

◎添付書類については、裏面をご覧ください。

添付書類

|  |
| --- |
| （１）マイナンバーカード（個人番号カード）※マイナンバーカードをお持ちでない方は番号確認書類（マイナンバー入りの住民票など）及び身元確認書類（運転免許証など）が必要です。※通知カードは、記載事項（住所、氏名など）が住民票と一致している場合は番号確認書類として使用可能です。 |
| （２）納税義務者の住民票の写し※固定資産税減額申告書に個人番号を記載する場合は不要です。※共有名義の場合は一人でも可能です。 |
| （３）居住する者が該当するものの写し高齢者の住民票の写し、介護保険証の写し、身体障害者手帳の写し |
| （４）当該改修工事に係る書類工事明細書の写し、工事費の領収書の写し、工事した箇所の写真（改修前・改修後） |